

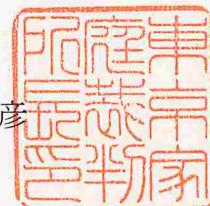


東京家裁総第985号

令和2年12月25日

山中理司様

東京家庭裁判所長 杉原則彦



### 司法行政文書の開示についての通知書

12月7日付け（同月9日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記1の(1)の内容を下記3の方法により、下記1の(2)の内容を下記2のとおり情報を提供することとしましたので通知します。

記

#### 1 提供する司法行政文書の情報

- (1) 東京家裁の裁判官配置構成表（令和2年12月7日以降の最新版）（片面で3枚）
- (2) 家事部の所長代行者の氏名が分かる文書（令和2年12月7日以降の最新版）

2 家事部所長代行者 平田直人

3 提供の実施方法

写しの送付

（担当） 総務課 電話03（3502）7018（ダイヤルイン）

## 裁判官配置構成表

## 1 家事部

部	係	裁判官の配置	代理順序
第1部	第1係	総括判事 平田直人	
		(兼)判事 浅岡千香子	
		(兼)判事 戸畠賢太	
		判事補(特例) 土山雅史	
		(兼)判事補(特例) 島田旭	
		(兼)判事補(特例) 原健太	
	第2係	判事 浅岡千香子	1
		判事 戸畠賢太	2
		判事補(特例) 島田旭	3
	第3係	(兼)判事 細矢郁	
		(兼)判事 貝阿彌千絵子	
		(兼)判事 村井壯太郎	
	第2部	総括判事 今井弘晃	
		判事 清水克久	1
		(兼)判事 貝阿彌千絵子	
		判事 村井壯太郎	
		判事 森田初恵	2
		判事補(特例) 西功	3
	第3部	判事補(特例) 宮本誠	4
		総括判事 細矢郁	
		判事 吉田純一郎	1
		判事 貝阿彌千絵子	2
		判事 村井壯太郎	3
	第4部	判事補(特例) 高橋憲太	4
		総括判事 松下貴彦	
		判事 丹羽敦子	1
		(兼)判事 貝阿彌千絵子	
		判事 村井壯太郎	
		判事 大野健太郎	2
		判事 澤川和歌子	3
	第5部	判事 田之脇崇洋	4
		総括判事 関述之	
		判事 神野律子	1
		判事 岩田淳之	2
		判事 脇田奈央	3
		判事補(特例) 澤野真未	4
		判事補(特例) 伊藤健太郎	5
	第6部	判事補(特例) 高木航	6
		総括判事 石橋俊一	
		判事 大須賀綾子	1
		判事 宮崎謙	2
		判事 伊藤美結己	3
		判事補(特例) 橋詰英輔	4
		判事補(特例) 原健太	5
		(兼)判事補種村仁志	

(注1) 第2部から第4部までが担当する相続財産の保存に関する処分事件及び遺産の管理に関する処分事件については、当該部に配置された裁判官の外、第6部に配置された裁判官の中から所長の指名する裁判官が、当該部の裁判官として事件を処理することがある。

(注2) 第2部から第4部までの各部に分配される事件のうち、特別代理人選任(親権)、失踪宣告、同取消し、養子縁組許可、死後離縁許可、扶養義務の設定、同取消し、鑑定人選任、遺言確認、遺言執行者選任、遺言執行者に対する報酬付与、遺言執行者辞任許可、遺留分放棄許可、就籍許可、性別の取扱いの変更、名の変更(ただし、性別の取扱いの変更と同時に申し立てられた場合に限る。)保護者選任、保護者順位変更及び遺留分の算定に係る合意の許可の各審判事件については、当該部に配置された裁判官の外、第5部及び第6部に配置された裁判官の中から所長の指名する裁判官が、当該部の裁判官として事件を処理することがある。

2 少年部

部	裁判官の配置					代理順序
第1部	総括判事	佐藤	正信			
	(兼)判事	高橋	明宏			1
	判事補	長谷川	翔大			
第2部	(兼)総括判事	入江	猛			
	判事	高橋	明宏			1
	判事補	種村	仁志			
第3部	総括判事	入江	猛			
	(兼)判事	高橋	明宏			1
	(兼)判事補	種村	仁志			
	(兼)判事補	長谷川	翔大			
	判事補	加島	一十			
第4部 (交通)	(兼)総括判事	佐藤	正信			
	(兼)判事	高橋	明宏			1
	(兼)判事補	種村	仁志			
	(兼)判事補	長谷川	翔大			

(別紙第5の1)

裁 判 官 配 置 構 成 表

部	裁 判 官 の 配 置	代理順序
家 事 部	総括判事 今井 攻	
	判 事 遠藤 曜子	1
	判 事 大垣 貴 靖	2
	判 事 宮澤 瞳 子	3
	判 事 兼田 由 貴	4
	判 事 館野 俊 彦	5
	判 事 館 英 子	6
	判 事 補 (特例) 西澤 瑞人	7
少 年 部	判 事 補 (特例) 馬場 義 博	8
	総括判事 相澤 真木	
	判 事 古谷 慎吾	1
	(兼) 判 事 補 (特例) 西澤 瑞人	2
	判 事 補 (特例) 上木 英典	3